

BELS 評価料金

令和7年4月1日
日本建築検査協会株式会社

(非住宅)

(税込金額,単位:円)

床面積	A種		B種		C種	
	(病院、ホテル、集会場等)		(事務所、店舗、学校等)		(工場、自動車車庫、倉庫等)	
	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法
100㎡未満	110,110	187,550	77,440	143,990	66,550	110,110
100～300㎡未満	133,100	220,220	88,330	176,660	72,600	133,100
300～500㎡未満	143,990	242,000	99,220	198,440	77,440	154,880
500～1,000㎡未満	187,550	308,550	110,110	220,220	88,330	176,660
1,000～2,000㎡未満	220,220	385,990	121,000	254,100	99,220	198,440
2,000～3,000㎡未満	242,000	440,440	154,880	297,660	121,000	254,100
3,000～4,000㎡未満	286,770	506,990	187,550	352,110	143,990	286,770
4,000～5,000㎡未満	319,440	572,330	220,220	407,770	176,660	319,440
5,000～10,000㎡未満	375,100	649,770	275,880	506,990	209,330	375,100
10,000～20,000㎡未満	440,440	759,880	319,440	605,000	242,000	440,440
20,000～50,000㎡未満	496,100	880,880	396,880	726,000	297,660	506,990
50,000～100,000㎡未満	627,990	1,078,110	484,000	859,100	375,100	627,990
100,000～200,000㎡未満	814,330	1,386,660	605,000	1,056,330	484,000	814,330
200,000～300,000㎡未満	1,133,770	1,827,100	792,550	1,386,660	605,000	1,067,220
300,000㎡以上	別途見積					

【用途分類】

- ・A種用途、B種用途、C種用途の用途分類の適用については別紙表-2による。
- ・一つの申請範囲に用途分類が複数ある場合は、C種用途が含まれる時は、C種用途、C種用途がなくB種用途が含まれる時はB種用途とする。
- ・モデル建物法を使用する場合、使用するモデル数に応じ、下表で示す係数を上表の料金に乗じる。

モデル数	1	2	3	4	5	6以上
係数	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5

【床面積】

- ・表の床面積は、建築基準法の規定により算定する延べ床面積による。
- ・また、部分を対象とした評価の場合は、評価対象部分の延べ床面積による。

【評価料金】

- ・次に掲げる計画変更の料金は料金表の金額とする。
 - ① 計算方法を変更する計画変更
- ・次に掲げる計画変更の料金は一律 33,000 円(税込)とする。
 - ① 申請者情報等の計算書の審査に係らない計画変更
- ・上記以外の計画変更の料金は料金表の 50%の金額とする。

・省エネ判定、低炭素審査、性能向上計画認定審査、基準適合認定審査のいずれかの結果を利用した申請の場合は、上記の料金によらず、一律 33,000 円(税込)とする。
この時、外皮性能の審査を追加する場合は、上表の料金の 20%の額を加算する。また、JCIA が合理的に審査出来ると判断した場合は、減額できる。

【その他】

- ・プレート等の交付を行う場合、プレート等の製作に係る費用の実費相当額及び1申請につき事務手数料として 11,000 円(税込)を加算する。省エネ性能ラベルの事務手数料は、別途見積りとする。
- ・評価書等を「紙」で発行する場合、事務手数料として住戸又は住棟当たり110円(税込)を加算する。

別紙表-2

分類	用途区分コード	建築基準法施行規則別紙で記載のある用途 (建築物用途)	モデル建物法における「モデル建物」の選択肢 ^{*1}
住宅基準 +B	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	住宅部分は住宅基準による。非住宅部分は事務所モデル、小規模物販モデルの複合建築物
B	08070	幼稚園	幼稚園モデル
			講堂モデル
B	08080	小学校	学校モデル
			講堂モデル
B	08082	義務教育学校	学校モデル
			講堂モデル
B	08090	中学校、高等学校又は中等教育学校	学校モデル
			講堂モデル
B	08100	特別支援学校	学校モデル
			講堂モデル
B	08110	大学又は高等専門学校	大学モデル
			講堂モデル
B	08120	専修学校	学校モデル
			講堂モデル
B	08130	各種学校	学校モデル
			講堂モデル
B	08132	幼保連携型認定こども園	幼稚園モデル
			講堂モデル
A	08140	図書館その他これに類するもの	集会所モデル(図書館)
A	08150	博物館その他これに類するもの	集会所モデル(博物館)
A	08152	美術館その他これに類するもの	集会所モデル(博物館)
A	08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	集会所モデル(社寺)
A	08170	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	福祉施設モデル
B	08180	保育所その他これに類するもの	幼稚園モデル
			講堂モデル
A	08190	助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)	総合病院モデル
A	08192	助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)	クリニックモデル
A	08210	児童福祉施設等(建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。)(入所する者の寝室があるものに限る。)	福祉施設モデル
B	08220	児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。)	事務所モデル
A	08230	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	集会所モデル(公衆浴場)
A	08240	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	総合病院モデル
A	08250	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	クリニックモデル
A	08260	病院	総合病院モデル
B	08270	巡査派出所	・住宅を兼ねない：事務所モデル
			・住宅を兼ねる：住宅+事務所モデル(複合建築物)
B	08280	公衆電話所	—
B	08290	郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設(郵便局)	事務所モデル
B	08300	地方公共団体の支庁又は支所	事務所モデル
C	08310	公衆便所、休憩所又はバスの停留所の上屋	—
C	08320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき建設大臣が指定する施設(電気通信事業法、電気事業法、ガス事業法、液化石油の保安の確保及び取引の公正化に関する法律、水道法、下水道法、熱供給事業法などに基づく施設や都市高速鉄道の用に供する施設で大臣の指定するもの。)	—

分類	用途区分コード	建築基準法施行規則別紙に記載のある用途 (建築物用途)	モデル建物法における「モデル建物」の選択肢※1	
B	08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	事務所モデル	
C	08340	工場（自動車修理工場を除く。）	工場モデル	
C	08350	自動車修理工場	工場モデル	
C	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	工場モデル	
A	08370	ポーリング場	集会所モデル（ポーリング場）	
A		スケート場	集会所モデル（体育館）	
A		水泳場	集会所モデル（体育館）	
A		スキー場	集会所モデル（体育館）	
A		ゴルフ練習場	集会所モデル（体育館）	
A		バッティング練習場	集会所モデル（体育館）	
A	08380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	集会所モデル（体育館）	
A	08390	マージャン屋	小規模物販モデル	
A		ばちんこ屋	集会所モデル（ばちんこ屋）	
A		射的場	小規模物販モデル	
A		勝馬投票券発売所	集会所モデル（競馬場又は競輪場）	
A		場外車券売場その他これらに類するもの	集会所モデル（競馬場又は競輪場）	
A		カラオケボックスその他これらに類するもの	集会所モデル（カラオケボックス）	
A	08400	ホテル又は旅館 ホテル又は旅館で宴会場を有しないもの	ビジネスホテルモデル	
A		ホテル又は旅館 ホテル又は旅館で宴会場を有するもの	シティホテルモデル	
B	08410	自動車教習所	学校モデル	
C	08420	畜舎	—	
C	08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	堆肥舎を除き工場モデル（堆肥舎は—）	
B	08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗	小規模物販モデル	
B	08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 （前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	売り場面積 1000 m ² 以上	大規模物販モデル
B			売り場面積 1000 m ² 未満	小規模物販モデル
B	08450	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	飲食店モデル	
B	08452	食堂又は喫茶店	飲食店モデル	
B	08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	小規模物販モデル	
B	08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	事務所モデル	

分類	用途区分コード	建築基準法施行規則別紙で記載のある用途 (建築物用途)	モデル建物法における「モデル建物」の選択肢※1	
B	08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	小規模物販モデル	
B	08470	事務所	事務所モデル	
A	08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ	集会所モデル（体育館）	
C	08490	自動車車庫	工場モデル	
C	08500	自転車駐車場	工場モデル	
C	08510	倉庫業を営む倉庫	工場モデル	
C	08520	倉庫業を営まない倉庫	工場モデル	
A	08530	劇場、演芸場	集会所モデル（劇場）	
A		映画館	集会所モデル（映画館）	
A	08540	観覧場	集会所モデル（競馬場又は競輪場）	
A	08550	公会堂	集会所モデル（劇場）	
A		集会場	集会所モデル（体育館）	
A	08560	展示場	集会所モデル（体育館）	
B	08570	料理店	飲食店モデル	
B	08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	飲食店モデル	
A	08590	ダンスホール	集会所モデル（アスレチック場）	
A	08600	個室付浴場業に係る公衆浴場	ビジネスホテルモデル	
A		ヌードスタジオ	集会所モデル（劇場）	
A		のぞき劇場	集会所モデル（劇場）	
A		ストリップ劇場	集会所モデル（劇場）	
A		専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設	ビジネスホテルモデル	
A		専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗	小規模物販モデル	
A		その他これらに類するもの	（上記いずれか）	
C	08610	卸売市場	工場モデル	
C	08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	工場モデル	
C	08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	工場モデル	
B	08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗	売り場面積 1000㎡以上	大規模物販モデル
B			売り場面積 1000㎡未満	小規模物販モデル
B		田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店	飲食店モデル	
B		自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	小規模物販モデル	
C	08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	工場モデル	
※	08990	その他		

※「その他 08990」の場合、モデル建物法を適用する場合に利用するモデルに応じて、次の通り判断する。

分類	
A種	ビジネスホテル、シティホテル、総合病院、福祉施設、集会所、クリニック
B種	事務所、大規模物販、小規模物販、学校、幼稚園、大学、講堂、飲食店
C種	工場

(税込金額、単位:円)

		審査条件	料金
一戸建ての住宅		単独審査	49,500
	併願審査	設計住宅性能評価	24,750
		長期優良住宅認定技術的審査	
		低炭素認定技術的審査	
		性能向上計画認定技術的審査	
		基準適合認定技術的審査	
		審査条件	料金
共同住宅		単独審査(住戸のみ)	基本料金+戸当たり料金×対象住戸数 -基本料金……132,000 -戸当たり料金……3,300
		単独審査(建築物全体の審査)	基本料金+戸当たり料金×総住戸数+共用部料金 -基本料金……132,000 -戸当たり料金……3,300 -共用部料金……132,000
	併願審査	設計住宅性能評価	上記審査料金の50%の減額とする
		長期優良住宅認定技術的審査	
		低炭素認定技術的審査	
		性能向上計画認定技術的審査	
基準適合認定技術的審査			

【評価料金】

- ・共同住宅等の単独審査において、「住戸の審査」と「建築物全体の審査」の両方を行う場合の料金は「建築物全体の審査」の料金に加え、評価書発行手数料として、戸当たり料金(3,300円)×総住戸数の手数料を加算する。
- ・申請者情報等の計算書の審査に係らない評価書記載事項のみの変更については、11,000円(税込)に評価書発行事務手数料(対象住戸数×2,200円(税込))を加算した額とする。
- ・上記以外の計画変更の料金は料金表の50%の金額とする。
- ・併願審査において従前の審査内容からBELS審査の内容に変更がある場合は、単独審査料金を適用する。

【再交付料金】

- ・再交付の料金は、評価書一通につき 11,000 円(税込)とする。

【その他】

- ・プレート等の交付を行う場合、プレート等の製作に係る費用の実費相当額及び1申請につき事務手数料として 11,000 円(税込)を加算する。省エネ性能ラベルの事務手数料は、別途見積りとする。
- ・評価書等を「紙」で発行する場合、事務手数料として住戸または住棟当たり110円(税込み)を加算する。